

「税を考える週間」

〔11月11日(木)～11月17日(水)〕

テーマ：「IT化・国際化と税」～国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用促進～

平成22年度も引き続き、「IT化・国際化と税」をテーマとして、国税庁が取り組んでいるIT化・国際化に関する諸施策を紹介しします。また、本年度の重点広報項目である「e-Taxの利用促進」に向けた情報を提供していきます。

週間中の活動

- 1 マスメディアを活用した広報
- 2 国税庁ホームページの活用（「税を考える週間」特集ページの開設）
- 3 講演会及び説明会等の開催
- 4 国税モニター座談会の開催
- 5 税に関する作文の表彰
- 6 その他 ～関係民間団体による講演会や税の作品展の開催など～

○相続又は贈与等に係る生命(損害)保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取扱いを改めることとしました。この取扱いの変更により、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなる方は、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。
 ※平成17年分については、還付期限が12月末までの場合もあります。早めの手続きをお願いします。
 ※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の対象となる場合、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

【お問い合わせ】北那覇税務署 ☎098-877-1324

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp —

～固定資産についてのお知らせ～

固定資産税は、毎年1月1日の現況を基準として課税されます。

◎土地の地目・用途などの利用状況を変更した場合

宅地や原野等を畑や資材置場等に利用変更したとき、または店舗、工場、事務所等を住宅等に用途変更したときは、税務課まで届出をお願いします。

※現地調査等で土地の利用状況が変更されている場合は、届出がなくても地目・用途等が変更されることがあります。

◎家屋を新築・増築した場合や取り壊した場合

毎年1月1日までに家屋を新築・増築した場合は翌年度より課税され、取り壊した場合は翌年度から課税がなくなります。例えば、1月2日に家屋を取り壊しても、翌年度までは課税されます。また、家屋を新築・増築しても未登記の場合、取り壊しても届出をしていなかったり滅失登記をしていない場合は把握できない事がありますので、税務課まで届出をお願いします。

◎償却資産を取得した場合

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。償却資産は課税の対象となりますので、償却資産を取得した場合は税務課まで届出をお願いします。

【お問い合わせ】総務部税務課 資産税係 ☎945-4729(内線143・145・148)

不動産の 公売の お知らせ

差押している不動産の公売を、下記のとおり入札方法により行います。公売の入札には、原則としてどなたでも参加できます。手続きなど詳しくは「公売広報(税務課等に設置)」または「公売広告(告示板)」をご覧ください。

なお、滞納になっている税金の納付などにより、中止になる場合もありますので、参加される方は入札当日、ご確認のうえお越しください。

1. 日時：11月29日(月) 午後2時00分から午後2時15分まで
2. 場所：西原町役場2階会議室
3. 公売対象不動産：畑1筆、原野1筆 外
公売財産の明細は「公売広報」または「公売公告」をご覧ください。

公売財産一覧表（不動産は登記簿謄本による表示です。）

売却区分番号	見積価額 公売保証金	財産種別	財産所在地	その他事項
22の2	評定中 円	畑	西原町字翁長運堂原676番 地積・880㎡	
	見積価格の10%以上 円			
22の6	評定中 円	原野	中城村伊集宇宙原294番2 地積・406㎡	
	見積価格の10%以上 円			
22の8	評定中 円	原野	西原町字棚原、地積・182㎡ (物件は直接係員にお聞きください。)	
	見積価格の10%以上 円			
22の10	評定中 円	居宅	西原町字津花波、2階建 (物件は直接係員にお聞きください。)	
	見積価格の10%以上 円			

○ 物件の確認・入札される前に現地の状況確認や登記簿の閲覧などにより、権利関係などを確認してください。現地へ下見の際は担当者に確認してください。

差押財産は滞納者本人の所有物なので節度ある行為をお願いします。

○ 入札当日に必要なものの詳細は「公売広報」をご覧ください。

【お問い合わせ】総務部税務課 滞納整理班 ☎945-4729

那覇県税事務所職員と連携して税金の徴収業務に取り組みます

那覇県税事務所職員が市町村税務課職員を併任し、個人住民税などの滞納の徴収業務にあたることを目的に、10月1日、町役場で県税事務所職員の西原町職員短期併任委嘱状交付式が行われました。委嘱期間は10月1日から12月28日までの3ヶ月間で、実際に町税務課と連携して滞納処分を行います。また同時に、町税務職員も3ヶ月間、県税職員の身分を併せ持つ相互併任を受け、更なる収納率の向上を目指します。上間町長は「県と町が連携するこのような制度はありがたい。徴収の技術ノウハウをご指導いただきたい」と述べ、併任制度の効果に期待を寄せていました。今回、西原町に派遣された那覇県税職員の諸見友重(ともしげ)さんと安谷屋賛(あきら)さんは「西原町では不動産公売も予定されている。町や県の財源確保のため期待に応えられるようがんばりたい」と決意を述べました。



安谷屋賛さん(左)、諸見友重さん(右)